

## 懲戒委員会 運営要項

1. 委員会はゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ以上が発生した場合開催する。
2. 委員会は特にルール上の該当事項がなくても、競技会役員からの具申があった場合は委員会を開くことができる。
3. 委員会は委員長が議長となって開催する。委員長が不在のときは、あらかじめ、その代行者を委員の中から指名しておく。
4. 委員会の議決は単純多数を原則とし、賛否同数の場合は議長が採決するが、なるべく議決にもってゆかないよう十分討議することが望ましい。
5. 関連試合の担当レフェリー、ラインズマンあるいは必要とする関係者を委員会に出席させて、状況説明、意見を聴取することができる。
6. 試合場に臨席する公益財団法人日本アイスホッケー連盟審議委員長、同委員、レフェリー委員長または同副委員長は本人の判断で出席することができる。
7. 関連チームの関係者、報道関係者等外部との対応は、必ず委員長または副委員長が行う。
8. 委員会は5名で構成し、採決をする場合は5名で行うものとする。
9. 委員会の上申を受けて地方連盟会長は処分内容を決定し、その報告書は、必ず翌日までに公益財団法人日本アイスホッケー連盟審議委員長宛にFAXまたはメールする。

(FAX 番号：03-5843-0376、メールアドレス：jihf@jihf.or.jp)

2019年6月5日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
審議委員会